

女性・高齢者の多様な働き方促進支援事業実施業務企画提案仕様書

1 業務名 女性・高齢者の多様な働き方促進支援事業実施業務

2 目的

少子高齢化の進行や若年者の市外流出により労働力の減少が進む一方で、女性・高齢者の就業率は、全国・全道平均と比べて低く、潜在人材の活用が図られていない状況にある。

また、多くの市内企業で人手不足が深刻な状況となっていることから、女性・高齢者などの潜在的労働力を活かす多様な働き方による雇用創出を促進する。

3 業務内容

(1) 企業向け実践セミナーの実施に関すること

ア 参加企業は、市内に事業所を有する企業で、主に、人材確保を課題と捉え、潜在人材の活用を検討している企業とする。

イ セミナーは、2回以上開催することとし、できる限り偏りのない業種・職種の企業を集めること。

ウ 開催日程は各1日間で、1日あたり3時間程度とし、詳細な日程については、市と協議の上決定すること。

エ 会場は、交通アクセスの利便性や駐車場の確保等を考慮するとともに、参加者数に応じ十分なスペースを有する会場を選定すること。また、演台やマイク、プロジェクター等研修に必要な備品については、受託者において準備すること。

オ 講師については、これまで自治体セミナー等で講師の実績がある者等で、多様な働き方を導入することによるメリット、導入ポイント、成功事例の紹介、労務管理、ターゲットに合わせた求人づくりの工夫など、多様な働き方導入に必要なノウハウ等を事業者に分かりやすく説明できる講師を選定し実施すること。

カ 開催にあたって、より実効性の高いセミナーとなるよう、事前に参加企業に対してヒアリングを行うなど工夫すること。

キ 参加企業数の目標は1開催あたり10社とする（合計目標数：20社）。

ク 参加料は無料とする。なお、駐車場料金についても参加企業の負担とならないよう配慮すること。

ケ その他、自由提案として、参加企業の開拓の工夫、多様な就業形態の創出を考える契機となるような有意義な内容とするための企画立案を行うこと。

(2) 潜在人材向け就職基礎講座の実施に関すること

ア 参加者は、主に、就業意欲はあるが、就職活動に至らない市内在住の潜在人材とす

る。特に、就労を希望するひとり親家庭の母親についても参加を促すよう工夫すること。

- イ 講座は、参加者が受講しやすいよう2回以上開催することとし、様々な業種・職種で就業するにあたって必要な基礎的知識を習得できる内容を企画することとする。
- ウ 1回あたりの開催日数・時間は、3日間以上・20時間以上で、連続もしくは数日間の間隔を空けて開催する。なお、家事や子育て、介護等と仕事の両立への不安などから就職活動に至っていない者も参加することから、参加者が受講しやすいスケジュールとなるよう配慮のうえ、詳細な日程については、市と協議の上決定すること。
- エ 会場は、交通アクセスの利便性や駐車場の確保等を考慮するとともに、参加者数に応じ十分なスペースを有する会場を選定すること。また、演台やマイク、プロジェクター等研修に必要な備品については、受託者において準備すること。
- オ 参加者の目標は1開催あたり20名とする（合計目標数：40名）。
- カ 参加料は無料とする。なお、駐車場料金についても参加者の負担とならないよう配慮すること。
- キ その他、潜在人材の掘り起こし、参加者募集の工夫を図ること。

(3) 市内の企業と潜在人材とのマッチングに繋がるおしごと相談会および就業意欲向上イベントの実施に関する事

- ア 対象者は、「潜在人材向け就職基礎講座」参加者のほか、主に、就業意欲はあるが、就職活動に至らない市内在住の潜在人材とする。
- イ 参加企業は、市内に事業所を有する企業で、「企業向け多様な働き方導入セミナー・個別相談」参加企業のほか、主に、人材確保を図るため、女性・高齢者などの潜在人材を活かせる雇用形態や職場環境の整備など、多様な働き方の試行・導入に意欲を示す企業、既に潜在的労働力を活かす多様な働き方を導入し、雇用創出に取り組んでいる企業とし、できる限り幅広い業種・職種の企業を集めること。
- ウ おしごと相談会および就業意欲向上イベントは、各2回以上開催すること。
- エ おしごと相談会は、「潜在人材向け就職基礎講座」や、必要に応じて受託者が実施する潜在人材向け就業条件希望調査で把握した個人のキャリアや就業希望条件等を参考としながら、企業と潜在人材のマッチングに繋がる説明会を実施する。
- オ 就業意欲向上イベントは、女性や高齢者等の潜在人材が興味を引くイベントとし、おしごと相談会との同時開催とする。内容については、潜在人材の特性を踏まえたうえで、参加者の自己理解を深め、就業意欲を喚起し、マッチングの促進が図られるような有意義な内容とするための企画立案を行うこと。
- カ 開催日程は各1日間で、詳細な日程については、市と協議の上決定すること。
- キ 会場は、交通アクセスの利便性や駐車場の確保等を考慮するとともに、参加者数・参加企業数に応じ十分なスペースを有する会場を選定すること。特にイベントを同時

開催するため、会場の選定については、十分に配慮すること。また、演台やマイク、プロジェクター等必要な備品については、受託者において準備すること。

ク 目標は、合計参加者数80名、参加企業数30社とする。

ケ 参加料は無料とする。なお、駐車場料金についても参加者・参加企業の負担とならないよう配慮すること。

コ その他、自由提案として、潜在人材の掘り起こし、参加者の募集や参加企業の開拓の工夫、おしごと相談会を契機にマッチングに繋がるような有意義な内容とするための企画立案を行うこと。

(4) 託児サービスに関すること

ア 子育て中の女性が参加しやすいよう、参加者から希望があった場合には、(2) 講座および(3) 説明会の実施の際には、託児サービスを実施すること。

イ 託児中は、託児を行う者を専従で配置することとし、託児人数に応じて専従者を増やすこと。また、託児サービス利用者の責めに帰する損害や託児サービス提供者の責めに帰する損害に対応するため、必要な保険に加入すること。

(5) 講座・相談会参加者のフォローアップに関すること。

ア 「潜在人材向け就職基礎講座」「おしごと相談会・就業意欲向上イベント」の各参加者に対しては、ヒアリング等を実施し、個々の就業希望条件や適性を把握し、企業見学、就業体験、キャリアカウンセリング等の伴走支援を行うとともに、必要に応じて、マザーズハローワーク、マザーズキャリアカフェ、ポリテクセンター、シルバー人材センター等関係機関と連携し、職業訓練や研修への誘導を図ること。また、マッチング後の職場定着を図るための参加者・参加企業への就業支援を行うこと。

(6) セミナー参加企業へのフォローアップに関すること。(アドバイス事業)

希望に応じて、「企業向け多様な働き方導入セミナー・個別相談」参加企業に対し、「おしごと相談会」での成功ポイントや潜在人材が働きやすい柔軟な雇用形態や職場環境の整備への助言・提案など、ノウハウを有する専門家による課題解決支援を行うこと。

(7) 導入事例しごとガイドデータ作成

市内企業の多様な働き方の導入事例について紹介する市HP掲載用のデータを作成する。

(8) その他付随業務

ア 参加募集・受付

参加者・参加企業を確保するため、効果的な方法により十分な周知を行うこと。

イ 運營業務

参加者の出欠確認，受講管理を適切に行うこと。また，事業実施に必要な運営体制を確保すること。

ウ 参加者・参加企業アンケートの実施・集計

参加者および参加企業へアンケート調査を実施し，集計結果を提出すること。なお，アンケートの内容は，事前に市と協議すること。

エ 報告業務（随時状況報告および実績報告）

(ア) 参加企業・参加者の申込状況，アドバイス事業における支援状況等，事業の進捗状況等については，随時報告すること。

(イ) 委託業務完了後，速やかに実績報告書を作成し提出すること（報告内容は市と協議の上決定する）。

オ その他事業の企画・運営に係る業務 など

※事業運営上やむを得ない事情がある場合は，市と協議のうえ，日程・場所を変更することが出来る。

4 業務範囲

- (1) 企業向け多様な働き方導入セミナー参加企業の開拓
- (2) 企業向け多様な働き方導入セミナーの企画・実施・運営
- (3) 潜在人材の募集（掘り起こし）（就職基礎講座，就業意欲向上イベント等参加者の開拓）
- (4) 潜在人材向け就職基礎講座の企画・実施・運営
- (5) おしごと相談会参加企業の開拓
- (6) おしごと相談会および就業意欲向上イベントの企画・実施・運営
- (7) 講座・相談会参加者のフォローアップ
- (8) セミナー参加企業へのフォローアップ（アドバイス事業）
- (9) 就職に繋がらなかった求職者等に対する就労支援施設等との連携
- (10) マッチング後の職場定着を図るための参加者・参加企業への就業支援
- (11) 事業終了後の実績報告および導入事例しごとガイドデータ作成
- (12) 参加者・参加企業アンケートの実施
- (13) その他事業の実施に関する業務

5 特記事項

- (1) 本業務の履行にあたり，疑義が生じた場合は，市および受託者双方の協議により処理する。また，業務実施にあたっては，市が実施する他事業と連携を図りながら，効果的な実施方法により執り行うものとする。

- (2) 本業務の履行にあたり、市は受託者が必要とする資料の提供について協力するものとする。
- (3) 市または本市関係者から提供を受けた資料等は、本業務のみに使用するものとする。
ただし、第三者に提供する場合であらかじめ本市の承諾を得たものについてはこの限りでない。
- (4) この業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。
- (5) この業務の遂行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。
- (6) この業務の遂行にあたり、委託者から引き渡された個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1に規定する個人情報をいう。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱わなければならない。
- (7) 新型コロナウイルスの感染を防止するため、事業の実施にあたっては、十分な感染防止対策を行うこと。
- (8) 受託者は、受託業務の成果物のうち、導入事例しごとガイドデータについては、成果物の納入、検査合格後、直ちに市に無償で譲渡するものとする。
- (9) 提案価格の消費税等については、1円未満の端数は切り捨てるものとする。